

## 第22回那覇市上下水道事業審議会議事録要旨

- 1 日 時 平成29年8月25日（金）14：00～15：30
- 2 場 所 那覇市上下水道局 A棟4階会議室
- 3 出席委員 神谷大介（会長）、勝俣京子（副会長）、大石 薫、桃原広祐  
當間 勇、宮良吉雄、下地ヒロ子、翁長芳子  
（審議委員9人中 8人出席）
- 4 上下水道局  
出席者 兼次 俊正（上下水道事業管理者）  
玉城 義彦（上下水道部長）ほか、上下水道局職員
- 5 次 第（1）開 会  
（2）委嘱式  
・委嘱状交付  
・管理者挨拶  
（3）委員の紹介  
（4）那覇市上下水道事業の概要  
（5）第22回審議会（議事）  
①会長、副会長の互選について  
②審議会のスケジュールについて  
③意見の交換等  
（6）閉会
- 6 議 事  
（1）会長、副会長の互選について

事務局：これより会長、副会長の選任を行いたいと思います。

審議会条例第4条第1項に「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。」と規定しております。皆様の会長、副会長についてご意見をお聞きしたいと思います。今日初めての方もいるかと思いますが、意見がありましたらよろしくお願いします。

委員：事務局案があると思いますので、それを発表してスムーズに進行してください。

事務局：それでは特にご意見がないようですので事務局案がありますので、よろしくをお願いします。まず、会長については、前会長であります有住会長が通算10年を越して今回の審議委員は卒業となるということです。そこで、事務局案として神谷さんの方に会長をお願いしたいと思います。

(一同 異議なし)

続きまして、副会長につきましては、前回も副会長をお引き受けいただきました勝俣委員にお願いしたいと思います。

(一同 異議なし)

議事進行を会長に引継。

会 長：それでは、始めに審議会の会議の公開、非公開の決定を行いたいと思います。審議会の会議は、公開することが原則となっております。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。(1) 会議において、那覇市情報公開条例第7条第1項の規定に該当する情報に関し、審議する場合。(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合。それでは、これには基本的に該当しないと思われまので、審議会の会議の公開、非公開を決定したいと思いますけれども、公開ということによろしいでしょうか。

(一同 異議なし)

会 長：異議なしということなので、傍聴者がおられましたら傍聴席の方へお入りください。

事務局：確認したところ、上下水道局の公告、それから本庁の方でも公告をしましたが、今日の審議会については、傍聴者はいらっしゃいません。よろしくをお願いします。

## (2) 審議会のスケジュールについて

会 長：審議会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：平成29年度の審議スケジュールの方を資料6でご覧ください。今年度は2年に1度の委員の改選時期になっております。6月から候補者の方々へ、調整をお願いしてまいりました。おかげさまで、7月には全ての委員が決定し、本日無事に第22回審議会を開催することができました。この後、第23回の審議会ですが、現在、審議議題等がまだ決まっておりません。未定でございます。今後、今年度内に開催が決定いたしましたら、委員のみなさまへ開催日程等の詳細について、後日、調整させていただきますので、よろしく申し上げます。

会 長：ただいま、スケジュールについてご説明がございましたけれども、ご質問やご意見ございますでしょうか。

(発言なし)

会 長：では、議題となるようなことがありましたら、日程調整の上、開催していただくということで、スケジュールについては以上で終わりたいと思います。

## (3) 意見の交換等

会 長：それでは、意見の交換等となっております。先程、ご説明いただいた上下水道事業の概要とか、もちろん、普段、那覇で生活されていて、水道下水道について感じられている疑問点等とか、ございましたら、ご質問よろしく申し上げます。

委 員：感想でもよろしいですか。実は、戦前生まれです。ですから、終戦直後は水がなかった。そのため、井戸水を利用していた。井戸水を飲んだ人は全て、ピロリ菌が胃の中にいると思いなさいと言われていました。去年でしたか、水は水道水を直接飲むということを薦めると聞きました。巷では、飲料水としてたくさん売られています。この飲料水というのは、水道水を使って飲み水に変えているのか。それとも、地下深くから汲み上げてやっているのか。どちらでしょう

かというのを伺いたい。

局職員：スーパー等に行きますと、いろんな種類のペットボトル、いろんな水がありまして、銘柄もたくさんあります。中には海外から輸入されたものもあります。基本的には、地下水です。地下から汲み上げた水のある程度、消毒殺菌してボトルに詰めて販売しているというのが主です。水道水をボトルに詰めて販売しているのは、ほとんどないです。基本的には、なんとかのおいしい水とか、海洋深層水も含めて汲み上げた水を販売していると解釈してよろしいと思います。

委員：水道水というのは、そのまま飲料水として飲んで大丈夫な水なのですか。それとも、ペットボトルを購入して飲んでるのが多いのではないかと思いますが、水道水に対して不安はないのか。

局職員：水道水は、胸を張って安全ですという風に断言することができます。水道は、誰もが飲むものとして作られますので、非常に厳しい水質基準が法律で決められていて、検査項目は、51項目あります。これを、全てクリアした形でみなさんに供給しています。ペットボトルとか清涼飲料水とかの部類になるので、これは消費者が、自ら選んで購入するものです。水質的には、水道法で定めた厳しい水質基準とは別に、食品衛生法とか別の何かの基準をクリアしています。どちらの方が厳しいかという、当然、水道法で決められている水が厳しいので、安全性に関しては、ペットボトルとか市販されているボトル水に引けは取らないという風に、自信を持っているので安心して飲んでいただきたい。ただ一つ、注意をしていただきたいのは、あくまで上下水道局が、配水をしている水道の直結給水ということです。これが一旦、貯水槽タンクに入りますと、各自個人で管理している貯水槽ですので、タンクの維持管理メンテナンスが十分できていないといけません。例えば、長いことタンクの清掃をしていないとか、そういうことがありますと、そこで、雑菌が入るといこともありますので、我々が安心して自信を持って提供していますというのは、上下水道局が直結で配水している部分になります。それ以降については、今申し上げたように、所有者の方で、貯水槽タンクの衛生管理をきちんと、やっていただきたいというのが、こちらの考えでございます。

委員：それに関連して、広報誌「なはの水」にもあり、水道水は飲めますと書いてあります。水道は、直結しているものは確かに飲んでいて

おいしい。安心だと。だけど、普通マンションとかは、タンクがあるが、年に1回くらい清掃されているが、そのくらいで安全性は保たれているのでしょうか。

局職員：タンクを清掃した後、タンクに入っている水の安全性についてですが、タンクの規模にもよりますが、まず、大きなタンクについては、マンションとか大きな公共施設とか、大きなタンクについては、保健所が管轄しています。保健所に届け出をすることになっています。必ず年に1回は、清掃しないといけない規則があります。上下水道局については、一旦、貯水槽に入った先の部分まで管理しているものではないものですから、今言った、保健所の管轄部分、あるいは、各家庭の屋上についているタンクについては、なかなか、どこまで安全性が保たれているかというのをチェックする機能が、こちらの方にはありません。

委員：先程、汚水未普及地区の解消というご説明がありましたが、今後の審議の中で出てくると思うのですが、事前に知っておきたいので質問いたします。地形的に、自然流下が困難な地区などが未整備となっている。また、未普及地区の解消を進めているとあるが、現在、どの地区が汚水未普及地区となっていますか。

局職員：大きな未普及地区といいますと、首里石嶺町の弁ヶ嶽の近くが地形的にということと、首里山川町の県道から下がっていくところがあります。そこが、勾配が真嘉比遊水地に向かっていきます。結局、自然流下できるものがないものですから、それを、先程もご説明したマンホールポンプで、上げたいという計画を立てておりますが、なかなか、マンホールポンプの設置費とかで、まだ決まっておられません。また、私道の布設に関しましては、どうしても地権者の承諾が必要なので、その辺の承諾の関係があって、なかなか進まないことがあります。その中で、今年度におきましては、仲井真地区と首里のグラウンドキャスルの近くの山川地区の解消とか、そういう形で少しずつではありますが、解消に取り組んでいるところであります。普及率で言いますと、平成27年度末が、98.0%、平成28年度末が98.1%ということで、なかなかいっきには進んでいきませんが、できるだけ早めに未普及地区を解消したいと思います。

委員：そういった地区は、不便は感じていないのですか。こういった処理の仕方をしているのでしょうか。

局職員：基本的には、浄化槽で水洗化をしています。中には、汲み取りもあるかと思いますが、そういうこともありますので早めに整備していきたいと思っております。

委員：以前、久茂地川が汚れているのは、ガープ川があってその上流の流域とか、あの辺のところの下水道整備が進んでいない。向こうは以前、割当土地があったり、私道があったりで、承諾が得られないで下水道整備が進まないものだから、ガープ川の上流あたりの汚水が流れ込んで久茂地川を汚染している。だから、久茂地川は、石ばりをやったり、海水をポンプで汲み上げたりしても、なかなかきれいにならないということを新聞で読んだんです。そのところは、観光客も増えていますし、久茂地川の上流のところの下水道の整備の状況というのは、どういう風になっていますか。

局職員：ご承知のとおり、以前は汚水の整備がまだ遅れていて、浄化槽がありました。今、具体的な数字は持っていないのですが、河川の水質汚濁を示す、BODという指標がございます。これにつきましては、以前に比べてかなり下がっています。あと、普及率につきましては、過去からいうと、かなり上がっています。現時点において、98.1%ということです。その辺の数値と、河川BODの上がり具合というのは、ある程度、相関関係にあります。普及することによって河川も浄化されています。あと、接続率または水洗化率が、95.5%とご説明しましたが、これにつきましては、実際、整備はできているかという指標でございます。また、理想としては、100%というのが理想なのですが、これについても、普及活動の促進をしていますので、100%を目指して取り組んでいるところです。

委員：先程の水源について、ダムと河川からの取水がありました。那覇市内のある地域は、ダムの水が多いけれど、あるところは、河川の取水が多いから、水の質が飲んでみると違う感じがするということがあります。また、比謝川の界面活性剤とかがあるので、あの辺の取水と混ぜたりしているとか。昔、噂になっていたが、実際はどう

なのか。

局職員：先程、水道事業の説明で、那覇市には自己水源がないので、全て県企業局が浄水場で浄化した水を受水している、と書いていましたが、県の企業局から水を受水する際に、県企業局の2箇所の浄水場を通ってきます。1箇所は、西原浄水場。もう1箇所は、北谷浄水場。西原浄水場から入ってくる水は、主に北部のダムの水が多いです。ダムの水は雨水なので硬度が低い。そして、北谷浄水場系の水というのは、もちろんダムの水もきますが、実は、嘉手納基地の中に地下水を取っている場所があって、地下水を汲み上げているのが、北谷浄水場で浄化されて入ってくるので、河川とか地下水の中には硬度、つまり石灰分が多い水が入ってきます。2箇所の浄水場の違いというのは、硬度が高い低いという違いがあります。あまり硬度が高いと、飲んで健康に害があるという訳ではないのですが、硬度が高いと、やはりパイプの中に石灰分がたまって水が通りにくくなるとか、そういうことがあります。また、硬度が高い水がおいしいか、おいしくないかは個人差があります。県企業局でもかなり努力して、硬度を下げる装置を北谷浄水場内に作っています。硬度低減化装置というものを設置して、硬度をかなり下げている、北谷浄水場を通ってくるものでも、軟水という分野に入るぐらいの水になっています。ずっと以前は、北谷系の水は硬度が高いということだったんですが、今は改善されていて、西原浄水場からくる水よりは今でも若干硬度が高めでありまして、ただ、それにつきましても、軟水の部類には入るといえることになっています。

委員：水質について、広報誌「なはの水」の1ページにある、この部分があまり市民に知られていないと思う。これをもっと、いろんな所で、PRしたほうがいいのではないかな。なぜかという、蛇口にいろんな浄水器をつけたり、アルカリ水などを求めてみたり、水道水は質が悪いんじゃないかというイメージがあるような感じがする。だから、この部分の、飲んでも大丈夫ということをもっといろんなところでPRして欲しい。私もあまり知らなくて、浄水器を蛇口につけたりしていました。水の質ですが、先程アルカリという言葉を使いましたが、pH（ペーハー）について教えてください。

司会：広報誌「なはの水」の7ページ左下の47番「pH値」とあります。だいたい7.5。高くても7.7ということです。

委員：私は、那覇の水を飲んでおいしいと感じているのですが、豊見城辺りの水道水を飲むと、違和感を感じるんですが、あれは県のどこの水を引いてきているのか。豊見城の真玉橋辺りの水が、違和感を感じるんです。

局職員：豊見城も上間調整池、那覇市長田にあります県企業局の調整池ですが、そこから国道329号線を通して真玉橋経由で送水されているラインというのが、1本あるというのは分かっているのですが、西原系がメインで豊見城の方も給水されていると思います。

委員：那覇市の水は非常においしい。しかし、豊見城にいきますと、なんとなく変に感じる。それでお聞きしたんですけれども。まあ、那覇市とは関係ないので質問のポイントが外れました。

局職員：真玉橋経由で那覇のパイプラインも1本あって、それと並行して、同じ調整池、企業局も1つなんですけれども、そこから豊見城に給水しているラインもある、というのを私たちの方で資料をもっているものですから、豊見城も同一の水源、浄水場の水だと思います。

委員：みなさん豊見城辺りの水を飲んだことはありますか。

委員：飲んだことはないのですが、泊方面に住んでいる方が、首里まで水をわざわざ飲み水を貰いに来る人がいました。先程、お話にあった給水系統の違いがあるとか言っていました。

委員：先程、タンク清掃と言うのは、保健所とおっしゃっていましたが、10トン以上のタンクは、掃除しないといけないと聞いたことがある。私が、とても気になるのがマンホールなんです。結局、マンホールは、開けたらゴキブリだらけですよ。これを退治しないといけないが、これは保健所になるのですか。この消毒関係はどこになるのですか。

局職員：マンホールは、下水道で管理している施設になります。まず、マンホールというものをご説明いたします。マンホールというのは、漢字で書くと「人孔」（じんこう）と書きます。点検するために人が入れるような大きさの穴が開いています。その上に、蓋があって、

そこから出入りできるのですが、委員からご指摘があったように、開けるとゴキブリが飛んできます。ですので、私たちは、入るときには殺虫剤をまいて、入るようにしています。保健所で直接管理しているわけではありません。私どもでも、通常の維持管理の中で、ゴキブリを駆除する対策をとっておりません。マンホールから外に出るといことは、あまり見受けられないと思いますが、何か、そういうようなことを感じられたことがあるのでしょうか。

委員：風呂場辺りでは、よく見られますよね。だから、そこから入ってきているのではないのか。パイプから入ってきているのではないのかと。結局、衛生面を考えると私たちが消毒したい。例えば、消毒してくださる管轄がないとして、消毒剤をいただけるのか。どこに行けばいいのかということを知りたい。水道局なのか保健所なのか。

委員：自治会でゴキブリの駆除という事業をやっています。

委員：どこで行っていますか。

委員：那覇市にお願いして行っています。

委員：分かりました。那覇市にお願いするのですね。

委員：マンホール関係はですね、例えば、自宅のトイレがマンホールに繋がっていますよね。トイレの流しの向こうに殺虫剤をいろいろ入れながらやっても、台風の時なんかは風の関係で、臭いがあがってくる。マンホールに自分達で殺虫剤を入れていても、一定期間過ぎると、またマンホールからゴキブリがあがってきている。これはどこからなのかと思っていたら、マンホールからあがってきているのかな、といった素朴な疑問がある。そして、自治会など地域によっては、自分達で駆除しているところがある。年に1、2回くらいです。

委員：これは那覇市にお願いすればいいのですか。

委員：自治会でやっているところがある。

委員：薬剤を市のどこかで貰えますよね。

委員：那覇市の清掃課か衛生課あたりがやっているのでは。

会長：どこで配っているか分かりますか。

(回答者なし)

委員：排水溝のところを、年に1回掃除しながらマンホールもついでにやっている。

委員：マンホールは簡単には開けられないはずですよ。密封されているはずですからね。

委員：自治会で30名くらい集まってもらって、男性を何名か集まってもらい、男性にマンホールを開けてもらって、女性は薬をまいてという作業を1年に1回やっているという自治会もある。久米1丁目ではやったことはないのですけれども。

委員：那覇市の衛生課あたりが、下水にいろいろ薬剤を散布したりしていますが。

委員：那覇市の方で出してもらったら助かるのですが。自分達でやっているところもあるんですよ。

委員：下水道課とは管轄が違うみたいですね。

会長：では、改めて那覇市の方でどのように対応しているのかを調べていただいて、この議論を議事録にまとめていただくということですので、それで、みなさんにお知らせするというところでよろしいでしょうか。

(一同 異議なし)

会長：それでは、この辺で終了とさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

(一同 異議なし)

会 長：ご審議ありがとうございます。審議会の議事録について事務局から説明がありますのでよろしく申し上げます。

事務局：活発なご意見大変ありがとうございます。予定の時間を過ぎておりますが、非常に意見が多くてみなさん関心があると思っております。本日の審議会の議事録につきましては、神谷会長と勝俣副会長に方に内容を確認していただき、その後に、議事録の公表につきましては、那覇市上下水道局のホームページの方に掲載したいと思います。その中に、最後の方の疑問点を調べて、あわせてホームページの方に、調べた内容を掲載したいと思います。また、議事録は各委員へ送付したいと思います。

会 長：今のご説明に対してご質問等ございますでしょうか。

(一同 異議なし)

会 長：それでは、事務局案のとおり対応させていただきたいと思えます。これで本日の審議を終了いたします。

#### ※疑問点の回答

疑問点：マンホールの中のゴキブリを駆除する薬剤は、どこで貰えますか。

回 答：環境部環境衛生課にて噴霧器等器材の貸出し、薬品の支給を行っております。詳しくは、環境衛生課（TEL098-951-1530）へお問い合わせください。

(審議終了)

#### 配布資料

- 1 議事次第
- 2 那覇市上下水道事業審議会委員名簿
- 3 那覇市上下水道事業審議会条例等
- 4 **那覇市の水道**
- 5 **那覇市の下水道事業**
- 6 平成 29 年度審議会スケジュール

※朱字をクリックすると資料へリンクします。